

大津市林業関係補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林組合その他市長が適当と認めるものが林業関係事業を実施することに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって林業を振興し、国土保全を図ることを目的とする。

(補助事業等)

第2条 この要綱による大津市林業関係補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(交付申請書)

第3条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市林業関係補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、別表第2交付申請書の添付書類の欄に掲げる書類(第7条第2項において単に「添付書類」という。)を添付しなければならない。

(決定通知書)

第4条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第5条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市林業関係補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第6条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市林業関係補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、変更後の添付書類を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第7条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市林業関係補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市林業関係補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市林業関係補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、別表第2 実績報告書の添付書類の欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市林業関係補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市林業関係補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市林業関係補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市林業関係補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、滋賀県造林事業補助金及び滋賀県森林・林業関係補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成12年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年11月26日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成13年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月6日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成14年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月14日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

番号	補助事業	補助対象経費	補助対象者	補助率等
1	野生鳥獣被害防除事業	クマ及びシカによる剥皮被害対策に要する経費	森林組合及び市長が適当と認めた団体	補助対象経費の7.5/10以内
2	林道開設事業	林道開設事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	1 市単独補助事業（利用面積が10ヘクタール以上で、事業費500,000円以上のもの）に限る。補助対象経費の5/10以内 2 県の補助事業 補助対象経費の3.5/10以内 3 国の補助事業 (1) 広域基幹林道 補助対象経費の0.5/10以内 (2) 普通林道 補助対象経費の1.5/10以内
3	林道改良事業	林道改良事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	1 市単独補助事業 (1) 利用面積が10ヘクタール以上で、事業費500,000円以上のもの補助対象経費4/10以内 (2) 林道の保全に必要な施設で、補助対象経費が20,000円以上のもの事業費の4/10以内 2 県の補助事業 補助対象経費の3/10以内 3 国の補助事業 (1) 幹線林道補助

				<p>対象経費の 1 / 10 以内 (2) その他の林 道補助対象経 費の 1 / 10 以内</p>
4	林道舗装事業	林道舗装事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	<p>1 市単独補助事業 (利用面積が 10ヘクタール以上で、事業費 500,000円以上のものに限る。) 補助対象経費の 4 / 10 以内</p> <p>2 県の補助事業 補 助対象経費の 3 / 10 以内</p> <p>3 国の補助事業 (1) 幹線林道補助 対象経費の 1 / 10 以内 (2) その他の林道 補助対象経費 の 1 / 10 以 内</p>
5	林道災害復旧事業	林道災害復旧事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	<p>1 市単独補助事業 (林道保全施設を含 み、補助対象経費 50,000円以上 のものに限る。この 場合において、災害 箇所間の距離が50 メートル未満におけ る災害復旧事業は、 1事業とみなす。) 補助対象経費の 6.5 / 10 以内</p> <p>2 県の補助事業 (4 に掲げる場合を除 く。) 事業費の 2 / 10 以内</p> <p>3 国の補助事業 (4 に掲げる場合を除</p>

				<p>く。)補助対象経費の2/10以内</p> <p>4 本市が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条の規定による補助の特別措置を受ける区域に指定された場合における国、県の補助事業補助対象経費9/10に相当する額から国・県から交付される補助金の額を控除した額</p>
6	単県保育間伐実施事業	単県保育間伐実施事業を行うのに要する経費	一般社団法人滋賀県造林公社(受託事業に限る。)、森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体、森林所有者	県の補助事業 県の補助金額とする。
7	単県枝打ち実施事業	単県枝打ち実施事業を行うのに要する経費	森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体、森林所有者	県の補助事業 県の補助金額とする。
8	単県小規模間伐作業道整備事業	単県小規模間伐作業道整備事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会	補助対象経費の8.5/10以内
9	間伐材有効活用事業	間伐材有効活用事業を行うのに要する経費	森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林所有者との施業契約等を締結した団体等	県の補助事業 県の補助金額とする。

別表第2（第3条、第8条関係）

補 助 事 業	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
野生鳥獣被害防除事業	(1) 経費明細書 (2) 総括位置図（事業地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。） (3) 位置図（森林施業図を使用したもの） (4) 収支予算書	(1) 経費明細書 (2) 要点間の距離測定による実測図 (3) 総括位置図 (4) 位置図（森林施業図を使用したもの） (5) 竣工写真 (6) 収支決算書
林道開設事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書
林道改良事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書
林道舗装事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書
林道災害復旧事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書

<p>単県保育間伐実施事業</p>	<p>(1) 経費明細書 (2) 総括位置図 (3) 収支予算書</p>	<p>(1) 明細書 (2) 要点間の距離測定による実測図 (3) 総括位置図 (4) 位置図（森林施業図を使用したもの） (5) 出荷伝票（Ⅷ、Ⅸ齢級の搬出の場合に限る。） (6) 要点間の距離測定による実測図（ただし、精度の高い既存の図面によることもできる。道路より20メートル以内の区域が含まれている場合には図面上にその区域を明記するとともに、補助対象から除くものとする。また平均集材距離を明記すること。） (7) 竣工写真 (8) 収支決算書</p>

<p>単県枝打ち実施事業</p>	<p>(1) 経費明細書 (2) 総括位置図 (3) 収支予算書</p>	<p>(1) 明細書 (2) 要点間の距離測定による実測図 (3) 総括位置図 (4) 位置図（森林施業図を使用したもの） (5) 竣工写真 (6) 収支決算書</p>
<p>単県小規模間伐作業道整備事業</p>	<p>(1) 当初設計書 (2) 収支予算書</p>	<p>(1) 出来高設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書</p>
<p>間伐材有効活用事業</p>	<p>(1) 経費明細書 (2) 総括位置図（間伐材搬出場所又は集積場所と運搬先の関係のわかるもの） (3) 収支予算書</p>	<p>(1) 明細書 (2) 総括位置図（間伐材搬出場所又は集積場所と運搬先の関係のわかるもの） (3) 位置図（森林施業図を使用したもの） (4) 作業写真 (5) 森林組合等の小径木加工施設の発行する入荷伝票等 (6) 収支決算書</p>

様式第1号（第3条関係）

大津市林業関係補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市林業関係補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	

様式第2号（第4条関係）

大津市林業関係補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市林業関係補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市林業関係補助金交付要綱を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、林業関係補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助金事業等を中止又は廃止する場合は、林業関係補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助金の交付決定を受けた事業等の完了後30日以内に林業関係補助事業実績報告書を提出すること。

注

- 1 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。
- 2 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第4条関係）

大津市林業関係補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市林業関係補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第5条関係）

大津市林業関係補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第5条関係）

大津市林業関係補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第6条関係）

大津市林業関係補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市林業関係補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第6条関係）

大津市林業関係補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市林業関係補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第7条関係）

大津市林業関係補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第9号（第7条関係）

大津市林業関係補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第7条関係）

大津市林業関係補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第7条関係）

大津市林業関係補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第8条関係）

大津市林業関係補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市林業関係補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	

様式第13号（第9条関係）

大津市林業関係補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助事業について、次のとおり大津市林業関係補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第10条関係）

大津市林業関係補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市林業関係補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 振 融 込 機 関 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第15号（第11条関係）

大津市林業関係補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市林業関係補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 一 括 （ 分 割 ） 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 振 融 込 機 関 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第16号（第12条関係）

大津市林業関係補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第3項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第13条関係）

大津市林業関係補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。